

1. 憲法 模範解答

受験地		受験番号		氏名	
-----	--	------	--	----	--

採点	
----	--

1.

ア	イ	ウ
法の下	法律	財政
工	才	力
検閲	訴追	終審裁判所

2.

ア、オ、キ、ク

3.

- ・ 衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決した場合であって、10日以内に衆議院が解散されないとき
- ・ 内閣総理大臣が欠けたとき
- ・ 衆議院議員総選挙の後に、初めて国会の召集があったとき

2. 民法 模範解答

受験地		受験番号		氏名	
-----	--	------	--	----	--

採点	
----	--

1.

(1)	(2)	(3)	(4)
		×	×
(5)	(6)	(7)	(8)
○	×	×	

2.

消滅時効は、請求等により中断し、その効力は起算日に遡る。一方、除斥期間は消滅時効と異なり、中断がなく遡及効もない。

3. 商法 模範解答

1.

ア	イ	ウ	エ
船舶所有者	監督	共同海損	船荷証券

2.

(1)	(2)	(3)
	x	
(4)	(5)	(6)
		x

3.

- ・海難に遭遇したこと
- ・船舶又は積荷の全部又は一部を救助したこと
- ・義務なくして救助したこと

4. 国土交通省設置法 模範解答

受験地		受験番号		氏名	
-----	--	------	--	----	--

採点	
----	--

1.

(1)	(2)	(3)
国土交通省組織規則	地方運輸局組織規則	国土交通省組織令
(4)	(5)	

地方運輸局組織規則 国土交通省設置法

2.

(1)	(2)	(3)
海上安全環境部	海事振興部	海上安全環境部
(4)	(5)	

海事振興部 海事振興部

5. 船員法 模範解答

受験地	受験番号	氏名	
-----	------	----	--

採点	
----	--

1.

ア	イ	ウ	エ
航海日誌 (法第 18 条第 1 項第 3 号)	利子 (法第 34 条第 3 項)	重大な過失 (法第 40 条第 2 号)	船長 (法第 50 条第 2 項)
才	力	キ	ク
成績 (法第 51 条)	報酬支払簿 (法第 58 条の 2)	40 (法第 60 条第 2 項)	領事官 (法第 103 条第 1 項)
ケ	コ		
船員労働委員会 (法第 110 条第 1 項)	2 (法第 117 条)		

注：()内の条項は参考までに記したもの。

2.

(1)	(2)	(3)
	×	

解説

- (1) 法第 19 条第 2 号の規定の通り。
- (2) 法第 36 条。雇入契約の変更があったときも同様である。
- (3) 法第 99 条第 1 項の規定の通り。

3.

給料その他の報酬

労働時間

休日及び休暇

定員

解説

法第 97 条第 1 項の規定を参照。

(1 問 1 点・計 4 点)

4.

船舶所有者の発行する船員としての雇用関係（雇用の予約を含む。）を証する書類

戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書又は住民基本台帳法に基づく住民票の写しであって、氏名、性別、本籍及び生年月日を証するもの

申請の日前 6 月以内に撮影した自己の写真 2 枚

解説

施行規則第 29 条第 1 項の規定を参照。

(1 問 1 点・計 3 点)

船員法

6. 船舶職員及び小型船舶操縦者法 模範解答

受験地		受験番号		氏名	
-----	--	------	--	----	--

採点	点
----	---

ア	イ	ウ	エ
小型船舶操縦者	航行の安全	管理人	1年

オ	カ	キ	ク
救命	消火	1 5	氏名

ア	イ	ウ	エ	オ	カ
2	戸籍抄本	住民票	操縦免許証	乗船履歴	6月

- 3.
- ・酒酔い等操縦の禁止
 - ・船外への転落に備えた措置
 - ・危険操縦の禁止 等

4. (1) (2)
- 法施行規則では、異なる乗船履歴の合算について規定されており、必要な乗船期間に達しない2以上の異なる乗船履歴を有するときは、それぞれの種類の乗船履歴に必要な最短乗船期間の比例により、いずれか最短乗船期間の長い方の履歴に換算して、これを通算することができる。設問の事例についてこの規定を適用すると、総トン数20トン以上の船舶に六級海技士の資格で船長又は航海士として乗り組んだ履歴（種類 の履歴とする）7ヶ月は、総トン数10トン以上の船舶に乗り組みその運航に携わった履歴（種類 の履歴とする）21ヶ月に換算されるので（7月×種類 の履歴で必要な最低乗船履歴3年 / 種類 の履歴で必要な最低乗船履歴1年）。当該事例の2つの履歴は通算の結果種類 の履歴4年1ヶ月となり、五級海技士（航海）の試験を受けるのに必要な乗船履歴を有していることがわかる。

乗船履歴の合算の規定に言及・・・1点

当該規定の合算方法を設問の事例に正しく適用していることが明らか・・・1点

船舶職員及び小型船舶操縦者法

7. 海上運送法 模範解答

受験地		受験番号		氏名	
-----	--	------	--	----	--

採点	
----	--

1.

ア
指定区間

イ
都道府県知事

ウ
ろかい

エ
不当な差別的取扱い

オ
認可

カ
保険契約

2.

(1)
イ

(2)
エ

(3)
ア

(4)
ア

8. 港湾運送事業法 模範解答

受験地		受験番号		氏名	
-----	--	------	--	----	--

採点	
----	--

1.

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
x		x	x	

2.

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
ア	イ	ウ	エ	オ

9. 港則法 模範解答

受験地		受験番号		氏名	
-----	--	------	--	----	--

採点	
----	--

1.

ア	イ
船舶交通	きつ水の深い (喫水の深い)(きつ水の深い)
ウ	工
外国船舶 (外国船)	港長の指定した
オ	力
爆発物	竹木材
キ	
いかだ (筏)	

2.

(1)	(2)	(3)
A	A	A

10. 海上交通安全法 模範解答

受験地		受験番号		氏名	
-----	--	------	--	----	--

採点	点
----	---

1.

ア	イ
交通	浦賀水道
ウ	工
水島 (来島海峡)	来島海峡 (水島)
オ	力
引火性	前日正午 (前日の正午)
キ	
伊勢湾	

2.

ア	イ	ウ

11. 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 模範解答

1. 次の文章中□にあてはまる語句を下の語群の中から1つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。(法第9条の6)
- (2) 法定検査の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。(法第17条の13)
- (3) 海洋施設を設置しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより海上保安庁長官に届け出なければならない。(法第18条の2)
- (4) 自家用廃油処理施設により廃油の処理を行なおうとする者は、施設の設置の工事の開始日の六十日前までに国土交通大臣に届け出なければならない。(法第34条)
- (5) 定期検査、中間検査又は臨時検査を受けようとする者は、海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書等検査申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。(検査規則第5条第1項)

(1) (イ)国土交通大臣	(3) (イ)国土交通大臣	(5) (イ)海上保安庁長官
(口)環境大臣	(口)海上保安庁長官	(口)管区海上保安本部長
(ハ)海上保安庁長官	(ハ)地方運輸局長	(ハ)地方運輸局長
(2) (イ) 十日	(4) (イ)二十日	
(口)二十日	(口)四十日	
(ハ)三十日	(ハ)六十日	

2. 次の(1)から(5)の記述のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 政令で定める油等の焼却をしようとする者は、その焼却に関する計画が政令に定める基準に適合することについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。(法第19条の2の3第3項)
- (2) 港湾管理者及び漁港管理者以外の者は、廃油処理事業を行おうとするときは、廃油処理施設ごとに、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。(法第20条)

×

- (3) 廃油処理事業者は、廃油の処理の料金その他の廃油の処理の引受けの条件について廃油処理規程を定め、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。(法第26条第1項) ×
- (4) 最大径10メートル以上の大さきの船舶等を海洋に捨てようとする者は、その廃棄に関する計画が、政令で定める廃棄海域及び廃棄方法に関する基準に適合するものであることについて、あらかじめ、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。(法第43条第1項) ×
- (5) 船舶に設置するふん尿処理装置、粉碎装置又はオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤若しくは油ゲル化剤を製造する者は、その型式ごとに国土交通大臣の型式承認を受けることができる。(規則第37条の3の2)

12. 船舶法 模範解答

受 験 地		受 験 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

採 点	点
-----	---

1.

ア	イ	ウ	エ	オ
5	17	14	6	29

カ	キ	ク	ケ	コ
34	12	27	13	19

2.

ア	イ	ウ	エ	オ
16	12	13	26	35

カ	キ	ク	ケ	コ
28	6	34	4	25

13. 船舶安全法 模範解答

受 験 地		受 験 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

得 点	
-----	--

1.

A	B	C	D	E
2 6	2 7	2 8	7	1

F	G	H	I	J
2 4	1 3	1 8	2 1	1 4

K	L	M	N	O
1 7	2	6	2 9	1 6

J と K は順不同

2.

中間	証書	小型	旅客	特殊

14. 船舶のトン数の測度に関する法律 模範解答

受 験 地		受 験 番 号		氏 名	
-------	--	---------	--	-----	--

採 点	点
-----	---

1.

(1)

ア	イ	ウ	エ
6	9	11	18

オ
23

(2)

力	キ
5	21

(3)

ク
27

(4)

ケ
32

(5)

コ
36

15. 造船法 模範解答

受験地		受験番号		氏名	
-----	--	------	--	----	--

採点	点
----	---

ア	イ	ウ
鋼製の船舶	一箇月	経営

エ	オ	力
発達	二箇月	事業計画

キ	ク	ケ
生産状況報告書	五月十五日	十一月十五日

コ
経由

16. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 模範解答

受験地		受験番号		氏名	
-----	--	------	--	----	--

採点	
----	--

1.

(1)	(2)
b	a

2.

ア	イ	ウ	エ
所有者	船長	船舶指標対応措置	国土交通大臣
オ	力	キ	ク
承認	所有者所在地官庁	5	30